

(証券コード9421)
(発送日) 2023年9月8日
(電子提供措置開始日) 2023年9月5日

株 主 各 位

東京都港区芝三丁目8番2号
株式会社エヌジェイホールディングス
代表取締役社長 福田 尚 弘

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、会社法第325条の3に定める情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.njhd.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」又は「証券コード」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて「株主総会出席票」をお送りしております。当日ご出席の際は、お手数ながら「株主総会出席票」をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月26日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時15分)
2. 場 所 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館地下1階
A P 浜松町 N+Oルーム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第32期(2022年7月1日から2023年6月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第32期(2022年7月1日から2023年6月30日まで)計算書類報告の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら株主総会出席票と合わせ、総会資料としてこの「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしておりますが、当該書面は、法令及び定款第14条の規定に基づき、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」を除いております。従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 4. **新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、ご来場の株主様にマスクの着用やアルコールによる手指の消毒、検温等へのご協力を願います場合がございます。また、発熱・咳など体調がすぐれない場合は、ご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。**

(提供書面)

事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な金融引締めや物価上昇などによる下振れリスクがあり、先行き不透明な状況が続きましたが、ウィズコロナの下から経済社会活動は一段の正常化が進み、制限の緩和や各種対策が終了するなか、持ち直し基調で推移しました。

ゲーム業界におきましては、各種の余暇産業が回復するなかで、余暇時間の獲得競争が激しくなっております。スマホゲーム市場では、コロナ禍の反動減が出ておりますが、上位タイトルは安定感を見せており、また、新作タイトル等のダウンロード数推移は底堅く、ゲームアプリへの関心は依然高い水準にあることから、コロナ前から続く成長トレンドのなかで下げ止まり、再び拡大に向かうことが予想されております。コンシューマー市場では、新作タイトルだけでなく、既存タイトルにおける追加コンテンツによるプロモーションなど、継続的な販売機会を確保することで、市場は堅調に推移しております。また、新型ハードの供給不足が解消し普及が加速するとともに、対応ソフトの販売も伸びております。一方で、クオリティ水準の上昇に伴う開発費の高騰は、IP資産の活用や創出においてゲーム以外を含めたコンテンツ戦略が重要となっており、プロジェクトの厳選と集中の傾向が強まると予想されます。

モバイル業界におきましては、端末価格の適正化や通信料金の値下げにより、乗り換えメリットが低下するなか、最新機種に対する購買意欲の低下もあって、買い換え間隔が伸びております。5G通信においては、人口カバー率は拡大している一方、低遅延大容量通信や対応端末の普及はこれからであり、デジタル変革に伴う社会ニーズも踏まえながら、基地局整備や周波数割り当て等の議論がされております。また、通信料金と端末代金の完全分離導入から3年以上が経過するなか、端末購入に対する値引き上限などについて、改正法の施行状況を踏まえた見直しが検討されております。

このような事業環境のなか、当社は、ゲーム事業におきましては、マネジメント体制の改善やリスク管理に対する統制強化に取り組むとともに、新規案件の獲得に注力してまいりま

した。モバイル事業におきましては、キャリアショップ部門については、提供サービスの拡充を図り、販売店部門については、地域密着型に重点をおいた戦略に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、以下のとおりです。

売上高は、ゲーム事業においては、運営サポート分野にて、新規リリースタイトルや海外向けローカライズ対応等に係る受注が好調に推移いたしました。運営売上上の漸減傾向の影響から減収となりました。モバイル事業においては、来店者数の前年度割れが続くなか、集客イベント等の実施に取り組み、販売機会の創出に努めましたが、販売台数は計画を下回りました。この結果、売上高は、10,131百万円と前期と比べ521百万円（4.9%減）の減収となりました。

営業損益及び経常損益は、ゲーム事業におきましては、開発分野にて、前期のような巨額の原価増加は発生せず、見積原価総額の増加による利益率の低下や運営売上上の漸減に伴う利益の減少に対しては、運営サポート分野での好調な受注によりカバーいたしました。第4四半期において複数の開発案件の中止が発生したことから、セグメント利益を伸長できなかったものの、黒字転換を果たしました。モバイル事業においては、来店者数の下げ止まりの兆しが見えないなか、キャリアショップ部門においては、1顧客当たりの利益の増加に取り組みましたが、販売台数の減少による利益減少を埋めきれず、また、価格訴求を中心としている首都圏の販売店部門においては、部門損益が大きく悪化した結果、セグメント損益は、営業損失となりました。この結果、営業損益は、239百万円の営業損失（前期は869百万円の営業損失）となり、経常損益は、260百万円の経常損失（前期は865百万円の経常損失）となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益は、469百万円の親会社株主に帰属する当期純損失（前期は1,231百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① ゲーム事業

当セグメントにおきましては、(株)ゲームスタジオ、(株)トライエース、(株)ウィットワン、(株)ウィットワン沖縄及び(株)テックフラッグにてゲームの開発受託及び運営受託等を行っております。

売上高については、運営サポート分野にて、新規リリースタイトルや海外向けローカライ

ズ対応等に係る受注が好調に推移いたしました。運営売上上の漸減傾向の影響から減収となりました。この結果、7,995百万円と前期と比べ128百万円（1.6%減）の減収となりました。

セグメント利益（営業利益）については、開発分野にて、前期のような巨額の原価増加は発生せず、見積原価総額の増加による利益率の低下や運営売上上の漸減に伴う利益の減少に対しては、運営サポート分野での好調な受注によりカバーいたしました。第4四半期において複数の開発案件の中止が発生したことから、セグメント利益を伸長できなかったものの、黒字転換を果たしました。この結果、43百万円のセグメント利益（営業利益）（前期は609百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

② モバイル事業

当セグメントにおきましては、(株)ネプロクリエイトにてauショップ等のキャリアショップ及び複数の通信事業者の端末・サービスを取り扱う販売店PiPoPark(ピポパーク)を運営しております。

売上高については、来店者数の前年度割れが続くなか、集客イベント等の実施に取り組み、販売機会の創出に努めましたが、販売台数は計画を下回りました。この結果、2,070百万円と前期と比べ397百万円（16.1%減）の減収となりました。

セグメント損益（営業損益）については、来店者数の下げ止まりの兆しが見えないなか、キャリアショップ部門においては、1顧客当たりの利益の増加に取り組みましたが、販売台数の減少による利益減少を埋めきれず、また、価格訴求を中心としている首都圏の販売店部門においては、部門損益が大きく悪化しました。この結果、14百万円のセグメント損失（営業損失）（前期は46百万円のセグメント利益（営業利益））となりました。

③ その他

当セグメントにおきましては、クレジット決済事業等を行っております。

売上高については、71百万円と前期と比べ2百万円（4.1%増）の増収となりました。セグメント利益（営業利益）については、37百万円と前期と比べ5百万円（18.6%増）の増益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、ゲーム開発、店舗設備の移転・改装等を目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は39百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

① ゲーム事業

当連結会計年度の主な設備投資は、ゲーム開発等に伴い、30百万円の設備投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

② モバイル事業

当連結会計年度の主な設備投資は、店舗の改装による内装工事等に伴い、9百万円の設備投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

③ その他

当連結会計年度は、重要な設備投資及び設備の除却又は売却はありません。

④ 全社共通

当連結会計年度は、重要な設備投資及び設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、当社グループの将来の資金需要に備え、機動的且つ安定的な資金調達手段の確保を目的とし、金融機関6行とシンジケートローン契約を締結しております。当該借入契約には、純資産の維持及び経常利益の確保等に関して財務制限条項が付されております。

当連結会計年度において当該財務制限条項に抵触しておりますが、取引金融機関と密接な関係を維持し、定期的に協議を継続していることから、今後も取引金融機関より継続的な支援が得られるものと考えております。

なお、当連結会計年度末におけるシンジケートローンの借入金残高は1,181百万円であります。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、前連結会計年度（2022年6月期）において営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度（2023年6月期）におきましても、営業損失239百万円、経常損失260百万円及び親会社株主に帰属する当期純損失469百万円を計上したことから、2期連続して営業損失及び経常損失を計上しております。これにより、シンジケートローン契約の財務制限条項に抵触しております。また、これらの損失により純資産が過去の基準時点よりも一定割合下回っており、他の財務制限条項にも抵触しております。当該財務制限条項の抵触により、当連結会計年度末の借入金残高のうち1,181百万円について期限の利益を喪失する可能性があるなか、手元資金は当該借入金よりも少ない状況にあります。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況の解消又は改善を図るべく、以下のとおり、業績の回復及び安定化に向けた施策を講じるとともに、財務基盤の改善に取り組んでおります。

1. 事業収支の改善について

① ゲーム事業の収益性の安定化

営業体制を変更し、適時な案件受注に向けて取り組んでまいります。

当社グループのゲーム開発におきましては、新規プロジェクトを一旦受注しますと、ゲームの完成まである程度安定した受注を継続して確保できてきましたが、昨今、案件の大型化に伴う開発継続審議の厳格化から、発注者が開発途中で中止を意思決定することも増えており、当社グループとしましては、予期せぬ開発中止により、当該開発に携わっていた人員の余剰が発生するため、出来る限り速やかに新規案件への移行が重要な課題となっております。

しかしながら、中止判明後に新規案件を適時に受注することは容易ではなく、開発が中止されるリスク等も勘案しながら、営業活動を進めて行くことが必要となっております。

当社グループは、従来より案件獲得から開発管理までをプロジェクト責任者が統一的に行ってきたおりましたが、このような環境変化の中、開発中も同時並行して案件獲得を推進するため、開発にプロジェクト責任者のリソースの多くが割かれている状況を踏まえ、新たに別途営業に専念できる人員を確保する体制を敷いてまいります。併せて、本営業体制変更の効果を高めるため、経営のトップもこれまで以上に積極的に新たな営業体制をまとめて率いることで、多様な営業戦略を可能にしております。

また、新規案件の獲得に関しては、受注確度及び受注時期に関する情報の把握の頻度及び精度を上げるとともに、開発中案件のうち次フェーズの開始が保留となっている案件の今後の見通しについて、開始が決定されるまでの期間の業績影響度を評価する体制を強化する取

り組みを開始しております。これにより、開始に備えた待機人員等に伴って将来発生しうる損失リスクの予見性を高め、待機期間の長期化などによる損失が拡大する前に受注案件の優先順位の変更や他案件への人員配置などを判断し、リカバリー策の実行をしております。

これらの施策により、ゲーム事業の収益性の安定化を図っております。

② ゲーム事業のリスク管理体制の強化

当社グループは、前期に発生したゲーム事業における多額の損失の発生を受け、投資経営委員会を発足しております。

この投資経営委員会は、主に経営判断に属するリスクが生じる可能性のある事業等の開始、中止、続行等について、その判断に特段の問題がないか等について、個別及びグループ全体のリスク管理視点から審査をする機関であり、特にゲーム事業における大型案件の受注や継続判断については、連結業績におけるリスクを踏まえて評価するとともに、リスク状況のモニタリングを強化し、重大な収支悪化の防止に向けて受注条件や受注体制に対するチェック機能を強化する取り組みを進めております。

これにより、ゲーム事業の収益悪化に対するリスク管理体制を強化しております。

③ モバイル事業の収益性の改善

モバイル事業におきましては、完全分離プランや値引き規制等の法改正の施行以降、収益性が低下しており、当期においては、損失を計上するに至りました。特に従前より価格訴求力を中心としていた首都圏店舗において損失が拡大しており、今後も事業環境の底打ちが見通せない状況であることから、店舗損益の回復が困難と判断し、2023年6月30日をもって首都圏4店舗を閉店いたしました。

また、端末の長期利用ユーザーが増えるなか、携帯端末の修理需要等が伸びており、首都圏エリアにおいても店舗利益が見込まれる状況になっていることから、地域密着型の店舗戦略と併せて商圈調査を推し進め、収益機会の拡大を追求しております。

これらの施策により、モバイル事業の収益性の改善を図っております。

2. 財務基盤の改善について

① 運転資金の確保

モバイル事業の不採算店舗の撤退に伴う差入保証金の返還及び棚卸資産の圧縮、当社グループの主要事業ではなく株式保有によるシナジー効果の薄い関連会社株式の譲渡、並びに本業に影響のない資産の売却等により、運転資金の確保に取り組んでおります。

また、「1. 事業収支の改善について」にて記載の改善策を踏まえた当社グループの利益計画について、現在、各金融機関に評価いただいている過程にあります。2023年3月に開催した各行とのミーティングにおいて、融資残高の維持の更新を依頼し、短期での更新を継

続しておりますが、出来る限り早い時期に1年単位での契約更新をしていただける様に全ての金融機関からの同意を得るべく協議してまいります。

取引金融機関とは緊密に連携を行い、将来必要となる資金についてもご支援いただけるよう良好な関係を継続できるよう対応してまいります。

② 財務体質の抜本的な改善

財務体質を抜本的に改善し、財務基盤の安定性を回復するため、金融機関以外からの調達についても適宜検討を進めてまいります。

上記のとおり、足元においては、当該状況の解消又は改善が最優先課題であります。当社の中長期的な事業戦略における課題については、次のとおりであります。

ゲーム事業においては、新規開発案件の予算規模が増大するなか、大型案件をマネジメントできる人材の育成が重要な課題となっており、一方で、細かな受注や小規模案件が増加した場合には、マネジメントリソースに対する負荷増大と効率の低下、並びに担当する個々のクリエイターやチームの精鋭化が課題になってきます。モバイル事業においては、店舗運営体制の強化や事業拡大を目指すなかで、次代を担う中核人材の育成・確保の取組みが課題であり、新たな人材の採用と育成が欠かせない状況となっております。これらの課題を踏まえ、以下のとおり取り組んでまいります。

人的資本経営の観点から特にゲーム事業においては、ゲームコンテンツという無形の価値の創出に対して対価を得ており、その源泉は人的資本にあります。これによって獲得する会計上の価値は、主にセグメント利益（営業利益）によって評価しております。しかしながら、当該数値のみに傾注した場合、会計上において必ずしも反映されない知的財産等の無形資産の獲得機会を逸する可能性があることから、当社グループの人的資本価値を経営戦略に沿って最大限に引き出し実行していく事業体制及びその遂行状況を適切に把握して経営判断に活かしていく管理体制の確立が重要な課題であります。そのため、営業利益等の指標を重視しながらも、併せて財務諸表上の数値に表れない人的資本への投資を促進するとともに、その資産的価値の把握を強化するなど、当社グループのゲーム事業に即した人的資本経営の取り組みを推進してまいります。

新規事業及び周辺事業領域への進出に関して、主に事業ポートフォリオ戦略からM&Aの手段を中心に検討してまいりましたが、成長事業を生み出す土壌を醸成し、何度でもチャレンジできるようリスク管理することも、当社グループの長期的な発展のために重要と考えることから、社内スタートアップなど小規模プロジェクトとしての取り組みを行い易くするとともに、

同時にグループ全体のリスク管理体制の下で投資リスクがコントロールされるよう意思決定の仕組みを整備してまいります。

人材の確保及び採用力の強化に関して、ゲーム事業及びモバイル事業ともに人的資本が要となっていることから、今後の成長を目指す上で優秀な人材の獲得及び保持は重要な課題であります。採用活動力を高めるため、自社サイト等において採用を意識したブランディングを図り、自社の強みや競合他社にはない魅力を知ってもらえるように努めるとともに、競業他社の動向を見ながら、人材の採用に繋がる給与条件等の提示及び維持ができるよう、事業のコスト構造を踏まえた給与水準の設計や人事制度及び組織体制の見直しを行ってまいります。また、早期にチームの一員として有機的に繋がり、高いパフォーマンスを発揮すると同時に、キャリアとしての専門性を高められるよう、効果的な人事サポートと人材育成の仕組みづくりに取り組んでまいります。

(6) 財産及び損益の状況

区 分	第29期 2020年6月	第30期 2021年6月	第31期 2022年6月	第32期 2023年6月 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	14,491,005	11,988,629	10,652,610	10,131,428
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	207,947	204,779	△865,802	△260,366
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△)	27,096	△92,465	△1,231,625	△469,236
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	5.12	△17.47	△232.70	△88.65
総 資 産 (千円)	6,284,863	5,760,187	4,645,653	4,203,309
純 資 産 (千円)	3,349,372	3,245,094	1,892,475	1,383,919
1株当たり純資産額 (円)	606.96	579.51	340.30	246.65

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

また、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第31期の期首から適用しており、第31期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 第29期につきましては、事業年度の変更に伴い、2019年4月1日から2020年6月30日までの15ヶ月間となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株)ゲームスタジオ	東京都港区	70,000千円	100.0%	ゲーム事業
(株)トライエース	東京都港区	50,000千円	79.0%	ゲーム事業
(株)ウィットワン	東京都江東区	50,000千円	100.0%	ゲーム事業
(株)ウィットワン沖縄	沖縄県那覇市	10,000千円	100.0% (100.0%)	ゲーム事業
(株)テックフラッグ	東京都港区	60,000千円	100.0%	ゲーム事業
(株)ネプロクリエイト	東京都港区	50,000千円	84.9%	モバイル事業

(注) 1. 「主要な事業内容」欄には、セグメント名称を記載しております。

2. 当社の出資比率の()内の数値は、間接保有による出資比率であります。

3. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社ウィットワン
特定完全子会社の住所	東京都江東区東陽二丁目2番20号
当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	652,000千円
当社の総資産額	3,121,303千円

(8) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社と連結子会社6社（(株)ゲームスタジオ、(株)トライエース、(株)ウィットワン、(株)ウィットワン沖縄、(株)テックフラッグ、(株)ネプロクリエイト）及び持分法適用会社1社（(株)デルタエンジニアリング）の計8社で構成されており、ゲーム事業及びモバイル事業を主な事業として取り組んでおります。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

「ゲーム事業」は、連結子会社である(株)ゲームスタジオ、(株)トライエース、(株)ウィットワン、(株)ウィットワン沖縄及び(株)テックフラッグにてゲームの企画・開発及び運営を行っております。

（主な関係会社）(株)ゲームスタジオ、(株)トライエース、(株)ウィットワン、(株)ウィットワン沖縄、(株)テックフラッグ

「モバイル事業」は、連結子会社である(株)ネプロクリエイトにて特定の移動体通信事業者の端末・サービスを取り扱うキャリアショップ及び複数の通信事業者の端末・サービスを取り扱う販売店PiPoPark（ピポパーク）を運営しております。

（主な関係会社）(株)ネプロクリエイト

「その他」は、クレジット決済事業等を行っております。

（主な関係会社）当社

(9) 主要な営業所及び工場

- ① 本社：東京都港区
- ② 店舗

地 区	子会社(株)ネプロクリエイトの 運営店舗 (キャリアショップ及び販売店等)
栃 木 県	2店
千 葉 県	1
群 馬 県	4
東 京 都	4
神 奈 川 県	1
京 都 府	2
大 阪 府	4
合 計	18店

(注) 上記店舗のうち、2023年6月30日付で千葉県1店舗、東京都2店舗、神奈川県1店舗を閉店しております。

(10) 従業員の状況

- ① 企業集団の従業員数

セグメント	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
ゲ ー ム 事 業	836名	39名増
モ バ イ ル 事 業	67名	2名減
そ の 他	2名	1名減
全 社 共 通	17名	2名増
合 計	922名	38名増

(注) 従業員数には、臨時従業員（期中平均雇用人員157名）は含まれておりません。

- ② 当社の従業員数

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
19名	1名増	42.9歳	8.0年

(注) 従業員数には、臨時従業員（期中平均雇用人員1名）は含まれておりません。

(11) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
(株)三井住友銀行	458,880千円
(有)リコー	300,000千円
(株)千葉銀行	272,500千円
(株)三菱UFJ銀行	165,250千円
(株)きらぼし銀行	148,765千円
(株)東日本銀行	114,500千円
(株)東京スター銀行	99,750千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17,954,400株
(2) 発行済株式の総数 5,350,400株（自己株式57,550株を含む。）
(3) 株主数 3,058名（前期末比1,032名増）
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
(有) リーコム	1,592,400株	30.09%
滝西竜子	1,008,600	19.06
中村英生	808,700	15.28
小野昭	141,300	2.67
宮本浩次	100,300	1.90
小谷寛	85,400	1.61
五島賢次	44,400	0.84
五反田義治	44,400	0.84
則本真樹	44,400	0.84
金井孟	41,000	0.77

(注) 持株比率は、自己株式（57,550株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社が、2017年12月22日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は次のとおりであります。

2018年3月6日付の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)」が調整されております。

決 議 年 月 日	2017年12月22日
新株予約権の数(個)	348
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	69,600(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,853(注) 2
新株予約権の行使期間	2018年7月12日から2028年1月11日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 1,853 資本組入額 927
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に、当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも行使価額(ただし、「本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)の35%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は残存するすべての新株予約権を行使価額(ただし、「本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)にて行使期間の満了日までに権利行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>4. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権のうち自己新株予約権の数」に準じて決定する。 その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
---------------------------------	---

(注) 1. 付与株数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年6月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	ふく だ たか ひろ 福 田 尚 弘	(株)ゲームスタジオ 取締役 (株)トライエース 取締役 (株)ウィットワン 取締役 (株)テックフラッグ 取締役 (株)ネプロクリエイト 取締役
取 締 役	ご たん だ よし はる 五 反 田 義 治	(株)トライエース 代表取締役 (株)ゲームスタジオ 取締役 (株)テックフラッグ 取締役
取 締 役	なか の き い ち ろ う 中 野 喜 一 郎	日東工業(株) 代表取締役社長
取 締 役	みや た あ き ひ こ 宮 田 彰 彦	(株)AMA 代表取締役社長 さざれキャピタルマネジメント(株) マネージングディレクター
取 締 役	た き に し あ つ こ 滝 西 敦 子	上智大学経済学部経営学科 助教
常 勤 監 査 役	かね し げ ま さ し 金 重 政 志	(株)テックフラッグ 監査役
監 査 役	た ば た ひろ ゆき 田 端 博 之	A. C. アシュアランス(株) 代表取締役社長
監 査 役	むら も と みち お 村 本 道 夫	カクイ法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役宮田彰彦及び滝西敦子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役田端博之及び村本道夫の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役宮田彰彦氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
4. 取締役滝西敦子氏は、当社の大株主である滝西竜子氏の三女であります。
5. 取締役筒井俊光氏は、2022年9月27日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
6. 監査役田端博之及び村本道夫の両氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
7. 監査役田端博之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役村本道夫氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社のすべての取締役、執行役および監査役。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担するものとしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、2020年8月21日開催の取締役会において次のとおり定めるとともに、報酬の方針に基づき適正な報酬体系や報酬等の額を取締役に提言をする任意の諮問機関として、報酬委員会の設置を決定し、同日付で設置しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、報酬委員会からの提言が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 報酬の方針

1. 優秀な人材の獲得及び保持が可能となる報酬体系及び報酬水準であること
2. 中長期的な視点における企業成長や企業価値の向上を反映させるものであること
3. 組織内の利益分配において職責に基づいた公平かつ公正な報酬比率であること

b. 報酬の体系

報酬は、基本報酬としての固定報酬のみで構成しております。固定報酬は、職責に応じた堅実な職務遂行を促すための報酬であるとともに、中長期的な視点における企業成長や企業価値の向上のため取締役に当然に求められる職責、業績や将来計画の業務遂行において求められる職務等から決定することとしており、過去の経営実績や将来計画の実現の蓋然性等を総合的に勘案して、持続的な成長に対する責務と動機付けを踏まえた報酬額を決定しております。

c. 報酬を決定する機関と手順

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する決定機関は取締役会であります。取締役会として代表取締役社長に一任を行う場合には、報酬決定の都度、一任に関する決議をいたします。取締役会あるいは一任された代表取締役社長は、報酬等の額の決定にあたり、報酬委員会に諮問し、報酬委員会の提言を尊重して決定いたします。

監査役の報酬の総額及び個人別支給額については、監査役報酬枠内で、監査役の協議を経て決定いたします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 総 額	対象となる役員の員数
取 締 役 (うち社外取締役)	40,920千円 (9,000千円)	6名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,800千円 (7,200千円)	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	54,720千円 (16,200千円)	9名 (4名)

- (注) 1. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等による報酬等は実施していません。
2. 上表には、2022年9月27日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役0名)を含んでおります。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2005年6月29日開催の第14回定時株主総会において、年額150,000千円以内(ただし、使用人給付とは含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2002年6月27日開催の第11回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長福田尚弘に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ、業務執行取締役の評価には、代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役宮田彰彦氏は(株)AMAの代表取締役社長及びさざれキャピタルマネジメント(株)のマネージングディレクターであります。当社と(株)AMA及びさざれキャピタルマネジメント(株)の間には、特別の関係はありません。

社外取締役滝西敦子氏は上智大学経済学部経営学科の助教であります。当社と上智大学との間には、特別の関係はありません。

社外監査役田端博之氏はA. C. アシュアランス(株)の代表取締役社長であります。当社とA. C. アシュアランス(株)との間には、特別の関係はありません。

社外監査役村本道夫氏はカクイ法律事務所のパートナー弁護士であります。当社とカクイ法律事務所の間には、特別の関係はありません。なお、同氏個人にはコンプライアンス委員としての業務を委託しておりますが、社外役員としての独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	宮 田 彰 彦	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。主に長年培ってきた投資・運用の業界での経験に基づく幅広い見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、報酬委員会及び指名委員会の委員長として、客観的・独立的立場から、当社の取締役報酬や代表取締役候補者の選定の決定過程について監督機能を主導しております。
社外取締役	滝 西 敦 子	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。国内外にわたる会計学の専門的な知見及びコーポレート・ガバナンスの見地から、課題やリスクを把握した上での助言・発言を行っております。当社子会社の経営陣へのヒアリングにも出席するなど積極的なリスクの把握を通じ、モニタリング機能の強化を担っており、また、監査役や社外取締役が出席する社外役員ミーティングの場でも、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、社外役員の相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での監督機能において適切な役割を果たしております。
社外監査役	田 端 博 之	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席し、監査役会23回のうち23回に出席いたしました。主に公認会計士及び税理士の見地から会計的な意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	村 本 道 夫	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席し、監査役会23回のうち23回に出席いたしました。主に弁護士の見地から法的な意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第47条に定めておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人はその職務の執行に当たり、別に定める「コンプライアンス・マニュアル」を遵守するものとする。
 - ・コンプライアンス経営確立のため、法令遵守の統括部門を定めるほか、外部弁護士を委員長とするコンプライアンス委員会を取締役会の直属の機関として設置する。
 - ・内部監査室は、別に定める「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告するものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る文書及び情報については、別に定める「文書管理規程」及びその他社内規程に基づき適切に保存・管理を行うものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、別に定める「リスク管理規程」及びその他社内規程に基づき、業務上のリスクの未然防止及びトラブル発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は各取締役の職務の執行を監督するものとする。また、取締役の職務執行に関する監視と是正は、監査役会がこれにあたるものとする。
 - ・取締役会の機能強化と迅速な意思決定を目的として、取締役員数の適正化を図るとともに、業務執行体制の強化を目的とした執行役員制度を導入し、効率的な業務執行を図るものとする。また、これらを補完するため、社外取締役、社外監査役を中心とした報酬・指名委員会を設置し効率化と適正性を担保する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・別に定める「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ各社が職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、損失の危険の管理に関する規程その他の体制、職務の執行が効率的に行われること及び法令や定款に適合することを確保する体制を構築するなど、当社グループにおける業務の適正運営に努めるものとする。
 - ・内部監査室は、別に定める「内部監査規程」に基づき関係会社に対し、業務活動が法令及び定款等に準拠して適正かつ効率的に運営されているかを監査するものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これに応じるものとする。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 当該使用人は、監査役の職務を補助する職務執行の範囲において、取締役から独立して監査役の指示に従うものとする。
 - ・ 当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項については、あらかじめ監査役会の同意を得るものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び監査役は、当社監査役の求めにより、会社の業務または業績に影響を与えるもしくは将来において与えることが予見できる重要な事項について都度報告するものとする。
 - ・ 本項の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役と監査役は積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図ることにより、監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
 - ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い速やかに行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般及びコンプライアンス

- ・当社は、当社及びグループ各社の取締役及び使用人を対象に、定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。
- ・当社コンプライアンス委員会は、内部通報制度の利用状況、内部監査の実施状況等の情報を共有し、内部統制上の不備事項の有無を検討しております。委員会において内部統制上の不備事項が認められた場合には、委員会より当社取締役会に対して意見を提出し、改善を求めています。また、コンプライアンス経営の推進や改善に努めるほか、実効性向上に努めております。
- ・当社内部監査室は、期初に作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の業務活動が社内規程等に準拠して適正かつ効率的に運営されているかを監査し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

② リスク管理体制

- ・当社は、2015年5月22日にリスク管理規程を制定し、毎月定期的に開催されるグループ経営に関する会議体において、当社及びグループ各社の内部統制整備に係る各責任者が業務上のリスク及びその管理状況を必要に応じて報告する体制を構築し運用しております。

③ グループ管理体制

- ・当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ各社の職務執行状況をワークフローシステムによって把握するほか、当社代表取締役社長がグループ各社の取締役会に出席してグループ会社の経営状況や経営課題のほか職務執行が効率的に行われること及び法令や定款に適合することを確認する体制を構築し運用しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は以前より、法務省の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、反社会的勢力排除を目的とした下記の基本方針を定めて、対応を行っております。

- ・反社会的勢力による不当要求は、担当者や担当部署だけに任せず、代表取締役等の経営トップ以下組織全体として対応する。
- ・反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。
- ・反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- ・反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもたない。また反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- ・反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- ・反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。
- ・反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

上記の基本方針実現のため、対応を統括する部署・体制、情報の一元管理・蓄積、従業員に向けた研修、対応マニュアルの整備を進めております。

取引先に対しましては、反社会的勢力との関係において疑義が生じた場合、外部の調査機関に確認を依頼し、その結果により取引開始の可否を判断しております。また契約締結に際し、反社会的勢力との関係が発覚した場合、契約を解除する旨の条項を盛り込むよう現在も努めております。

従業員等につきましては、入社時に誓約書におきまして過去の反社会的勢力との関係がない旨及び将来において反社会的勢力との関係を持たない旨の誓約をさせており、今後もこれを徹底して行ってまいります。

連結貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,979,620	流 動 負 債	2,157,474
現金及び預金	1,136,684	買掛金	327,363
売掛金及び契約資産	1,299,849	短期借入金	965,000
商 品	173,114	1年内償還予定の社債	40,000
仕 掛 品	11,454	1年内返済予定の長期借入金	245,543
貯 蔵 品	1,533	未払法人税等	22,271
そ の 他	356,983	未 払 金	171,179
固 定 資 産	1,223,688	賞 与 引 当 金	26,929
有 形 固 定 資 産	54,031	受注損失引当金	15,836
建物及び構築物	24,060	そ の 他	343,350
リース資産	845	固 定 負 債	661,915
そ の 他	29,125	社 債	20,000
無 形 固 定 資 産	427,952	長期借入金	349,102
の れ ん	420,000	退職給付に係る負債	143,908
ソフトウェア	7,952	繰延税金負債	120,826
そ の 他	0	そ の 他	28,078
投資その他の資産	741,704	負 債 合 計	2,819,389
投資有価証券	221,028	純 資 産 の 部	
長期貸付金	16,527	株 主 資 本	1,305,464
投資不動産	103,399	資 本 金	592,845
差入保証金	360,123	資 本 剰 余 金	350,290
繰延税金資産	11,426	利 益 剰 余 金	421,440
そ の 他	95,754	自 己 株 式	△59,111
貸倒引当金	△66,555	新 株 予 約 権	34
資 産 合 計	4,203,309	非 支 配 株 主 持 分	78,420
		純 資 産 合 計	1,383,919
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,203,309

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額
売上高	10,131,428
売上原価	8,638,255
売上総利益	1,493,172
販売費及び一般管理費	1,732,512
営業損失	239,340
営業外収益	
受取利息	179
持分法による投資利益	3,693
不動産賃貸料	9,306
その他	3,384
営業外費用	
支払利息	13,841
支払手数料	19,857
不動産賃貸原価	2,428
その他	1,461
経常損失	260,366
特別損失	
減損損失	97,446
投資有価証券評価損	741
店舗閉鎖損失	19,256
税金等調整前当期純損失	377,811
法人税、住民税及び事業税	33,699
法人税等調整額	66,056
当期純損失	477,567
非支配株主に帰属する当期純損失	8,330
親会社株主に帰属する当期純損失	469,236

連結株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から)
(2023年6月30日まで)

(単位 千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	592,845	350,290	917,140	△59,111	1,801,164
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△26,464	－	△26,464
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	△469,236	－	△469,236
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△495,700	－	△495,700
当 期 末 残 高	592,845	350,290	421,440	△59,111	1,305,464

残高及び変動事由	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	34	91,275	1,892,475
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	－	－	△26,464
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	△469,236
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	△12,855	△12,855
当 期 変 動 額 合 計	－	△12,855	△508,556
当 期 末 残 高	34	78,420	1,383,919

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,090,533	流 動 負 債	1,718,718
現金及び預金	703,423	短期借入金	965,000
売掛金	1,964	1年内返済予定の長期借入金	208,880
前払費用	36,312	未払金	62,758
関係会社短期貸付金	220,000	未払費用	71,547
その他	128,833	未払法人税等	596
固 定 資 産	2,030,769	預り金	400,000
有 形 固 定 資 産	33,161	賞与引当金	4,189
建物	28,568	その他	5,745
工具、器具及び備品	4,592	固 定 負 債	398,563
無 形 固 定 資 産	6,062	長期借入金	335,750
ソフトウェア	6,062	退職給付引当金	35,688
その他	0	繰延税金負債	79
投資その他の資産	1,991,546	その他	27,045
投資有価証券	199,994	負 債 合 計	2,117,281
関係会社株式	1,479,333	純 資 産 の 部	
長期貸付金	16,527	株 主 資 本	1,003,986
関係会社長期貸付金	630,000	資本金	592,845
投資不動産	103,399	資本剰余金	298,394
差入保証金	192,941	資本準備金	171,553
その他	1,680	その他資本剰余金	126,841
貸倒引当金	△632,331	利 益 剰 余 金	171,858
資 産 合 計	3,121,303	利益準備金	76,539
		その他利益剰余金	95,319
		繰越利益剰余金	95,319
		自 己 株 式	△59,111
		新株予約権	34
		純 資 産 合 計	1,004,021
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,121,303

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売 上 高		322,551
売 上 原 価		14,657
売 上 総 利 益		307,894
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		388,679
営 業 損 失		80,785
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19,328	
不 動 産 賃 貸 料	9,264	
そ の 他	173	28,765
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,914	
支 払 手 数 料	19,857	
不 動 産 賃 貸 原 価	2,428	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	321,812	
そ の 他	584	359,597
経 常 損 失		411,617
特 別 損 失		
減 損 損 失	2,519	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	741	3,260
税 引 前 当 期 純 損 失		414,878
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△27,789	
法 人 税 等 調 整 額	△95	△27,884
当 期 純 損 失		386,993

株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位 千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	592,845	171,553	126,841	298,394	76,539	508,777	585,316	△59,111	1,417,444
当 期 変 動 額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△26,464	△26,464	-	△26,464
当期純損失	-	-	-	-	-	△386,993	△386,993	-	△386,993
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△413,457	△413,457	-	△413,457
当 期 末 残 高	592,845	171,553	126,841	298,394	76,539	95,319	171,858	△59,111	1,003,986

残高及び変動事由	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	34	1,417,479
当 期 変 動 額		
剰余金の配当	-	△26,464
当期純損失	-	△386,993
当期変動額合計	-	△413,457
当 期 末 残 高	34	1,004,021

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月24日

株式会社エヌジェイホールディングス
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤浩史
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上道明

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌジェイホールディングスの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌジェイホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度において2期連続して営業損失及び経常損失を計上しており、また、これらの損失により、シンジケートローン契約の財務制限条項に複数抵触し、借入金について期限の利益を喪失する可能性があるなか、手元資金が当該借入金よりも少ない状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月24日

株式会社エヌジェイホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 齋藤浩史
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井上道明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌジェイホールディングスの2022年7月1日から2023年6月30日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度において2期連続して営業損失及び経常損失を計上しており、また、これらの損失により、会社の借入金の一部について付されている財務制限条項に複数抵触し、借入金について期限の利益を喪失する可能性があるなか、手元資金が当該借入金よりも少ない状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、対面、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に対面又はオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と対面又はオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に対面、電話回線又はインターネット等を経由した手段なども用いて報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について対面又はオンライン形式で報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人三優監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2023年8月25日

株式会社エヌジェイホールディングス 監査役会

常勤監査役 金 重 政 志 ⑩

社外監査役 田 端 博 之 ⑩

社外監査役 村 本 道 夫 ⑩

以 上

株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館地下1階
 A P 浜松町 N+Oルーム
 電話 (03) 5405-6109



※当社の専用駐車場はご用意しておりませんので、予めご了承のほどお願いいたします。

- (交 通) ■ J R 山手線・J R 京浜東北線・東京モノレール
 浜松町駅 (北口) から徒歩7分
 ■ 都営地下鉄三田線
 芝公園駅 (A 3 出口) から徒歩3分
 ■ 都営地下鉄浅草線・都営地下鉄大江戸線
 大門駅 (A 6 出口) から徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。